

「沖縄県下水道課業務用自動車賃貸借契約」質問への回答

2026年7月29日

No.	項目	質問内容	回答
1	契約書	・ 契約書（案）第16条の「契約の解除」について、現在の記載では、即時の解約も可能であるとの解釈も成り立つため、「変更契約の可能性などについて甲乙十分に協議を行ったうえで、この契約を継続することが困難である場合に限りこの契約を解除することができる。」との内容に修正できないか。	ご提案の趣旨を考慮し、契約書（案）第16条第1項に「予算の減額があった場合における解除にあたっては、当該契約の内容等を見直すことなどにより、予算の範囲内における変更契約の可能性などについても十分検討した上で、当該契約を継続することが困難である場合に限り、契約を解除することができる。」旨を追記する修正を行いました。